

与謝野町財政計画

(令和4年度 ~ 令和10年度)

令和3年3月

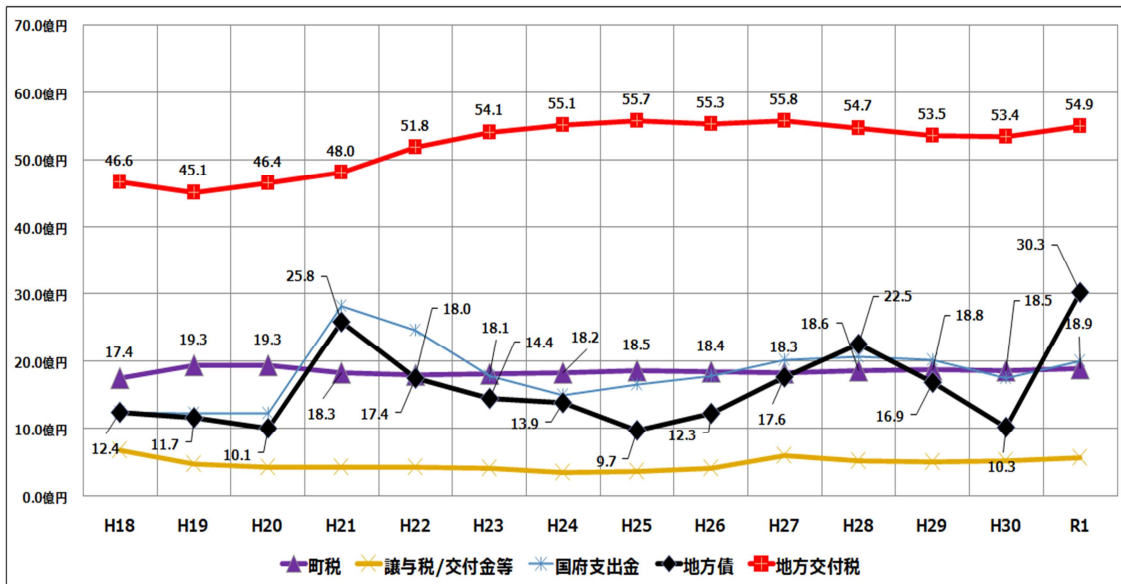
京都府与謝野町

与謝野町誕生から15年が経過し、令和2年度をもって普通交付税における合併特例措置期間が終了しました。あらためて「ひとつのまち与謝野町」として、すでに始まっている行政資源（ヒト、カネ、モノ）の縮小への対応や、新型コロナウイルスの影響により得た教訓を生かし、様々な分野で新たな手法の構築が大きな課題となります。この大きな節目において与謝野町の持続可能性を展望・検証し、その基礎となる財政計画（一般会計）を策定します。

I 与謝野町の財政状況の推移（一般会計）

平成18年に加悦町・岩滝町・野田川町が合併して誕生した与謝野町ですが、構成する町においては、いずれも税収が低く、地方交付税等の依存財源に頼る状況にありました。合併してからも新町の財政基盤は弱く、財政力指数でも0.3前後にとどまっています。歳入各項目の推移は以下のとおりです。

【歳入各項目推移】

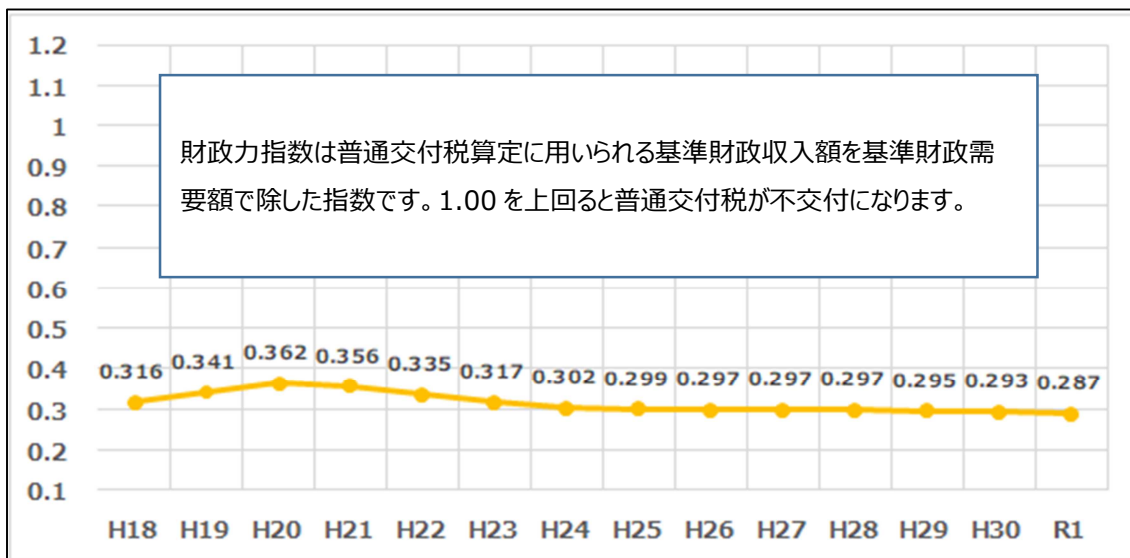


(単位：億円)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
町税	17.4	19.3	19.3	18.3	18.0	18.1	18.2	18.5	18.4	18.3	18.6	18.8	18.5	18.9
譲与税/交付金等	6.7	4.7	4.2	4.2	4.2	4.0	3.5	3.6	4.0	5.9	5.2	5.1	5.2	5.6
国府支出金	12.5	12.3	12.3	28.2	24.5	17.8	15.0	16.5	17.8	20.2	20.6	20.2	17.4	20.0
地方債	12.4	11.7	10.1	25.8	17.4	14.4	13.9	9.7	12.3	17.6	22.5	16.9	10.3	30.3
地方交付税	46.6	45.1	46.4	48.0	51.8	54.1	55.1	55.7	55.3	55.8	54.7	53.5	53.4	54.9
その他	12.5	11.6	10.6	13.2	9.9	10.4	10.2	9.0	9.3	9.4	9.4	10.8	9.4	8.3
歳入合計	108.1	104.7	102.9	137.7	125.8	118.8	115.9	113.0	117.1	127.3	131.0	125.3	114.2	138.0

※「地方交付税」は普通交付税と特別交付税の合算

※「その他」は使用料・手数料、分担金・負担金、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入、財産収入など

【財政力指数推移】



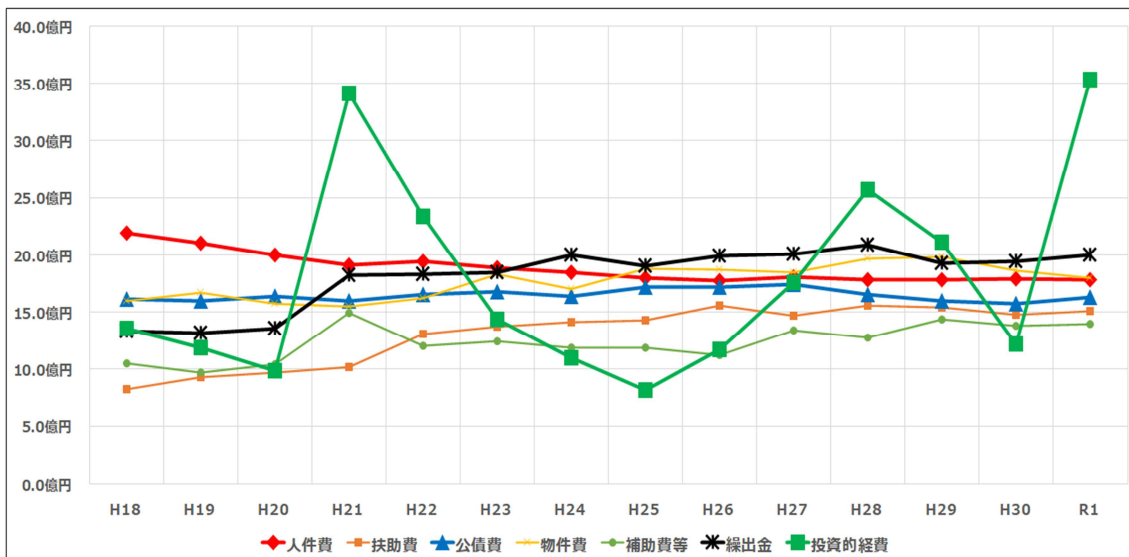
合併時の平成 18 年度から平成 24 年度の 7 年を前期、平成 25 年度から令和元年度の 7 年を後期として歳入各項目の期間平均額を比較してみると、町税や譲与税等は大きく変わっていないものの、地方交付税（普通交付税と特別交付税）は財政需要（地方創生の推進、交付税算入の高い地方債への切り替え等）に応じて増額しています。

【歳入各項目 前後期比較】

歳入項目	H18～H24平均①	構成比	H25～R1平均②	構成比	比較②-①
町税	18.4 億円	15.8%	18.6 億円	15.0%	0.2 億円
譲与税/交付金等	4.5 億円	3.9%	4.9 億円	4.0%	0.4 億円
国庫支出金	10.4 億円	8.9%	10.2 億円	8.2%	▲ 0.2 億円
都道府県支出金	7.1 億円	6.1%	8.8 億円	7.1%	1.7 億円
地方債	15.1 億円	13.0%	17.1 億円	13.8%	2.0 億円
地方交付税	49.6 億円	42.6%	54.8 億円	44.3%	5.2 億円
その他	11.2 億円	9.6%	9.4 億円	7.6%	▲ 1.8 億円
歳入合計	116.3 億円		123.8 億円		7.5 億円

次に、歳出の推移ですが、合併以降に職員の削減を進め人件費が減少しているのに対し、繰出金、扶助費、補助費が増大しています。物件費、公債費については増減あるものの高い水準で推移しています。

【歳出各項目推移】



※宮津与謝クリーンセンター建設負担金（H25～R1 合計約 30 億円）は補助費等から投資的経費に計上し直しています。

(単位：億円)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	21.9	21.0	20.0	19.1	19.4	18.9	18.5	18.0	17.7	18.1	17.8	17.8	17.9	17.8
扶助費	8.3	9.3	9.7	10.2	13.1	13.7	14.1	14.3	15.6	14.7	15.6	15.4	14.8	15.1
公債費	16.1	16.0	16.4	16.0	16.5	16.8	16.4	17.2	17.2	17.4	16.5	16.0	15.7	16.3
物件費	16.0	16.7	15.7	15.5	16.2	18.3	17.0	18.8	18.7	18.5	19.7	19.8	18.6	18.0
維持補修費	0.3	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.4	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6
補助費等	10.5	9.7	10.4	14.9	12.0	12.4	11.9	11.9	11.2	13.4	12.8	14.4	13.8	14.0
繰出金	13.3	13.2	13.6	18.2	18.3	18.5	20.0	19.0	19.9	20.1	20.9	19.3	19.4	20.0
積立金	2.6	1.8	1.8	5.1	3.3	2.2	2.5	2.7	1.9	4.2	0.4	0.1	0.2	0.2
貸付金等	3.3	3.1	2.4	1.7	1.0	0.8	2.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
投資的経費	13.6	11.9	9.9	34.1	23.4	14.4	11.0	8.2	11.7	17.6	25.7	21.1	12.2	35.3
歳出合計	105.9	102.8	100.0	135.2	123.3	116.1	113.8	110.9	114.5	124.7	130.2	124.6	113.3	137.4
投資的経費 除く合計	92.3	90.9	90.1	101.1	99.9	101.7	102.8	102.7	102.8	107.1	104.5	103.5	101.1	102.1

合併時の平成 18 年度から平成 24 年度の 7 年を前期、平成 25 年度から令和元年度の 7 年を後期として歳出性質別各項目の期間平均額を比較してみると、人件費は減少しているものの、ほとんどの項目で増加しています。特に扶助費、物件費、繰出金の増加は大きく、歳出合計でも 8.5 億円増加しています。前述のように前期と後期を比較し歳入が増えましたが、依存財源である地方交付税の増加が大きく財政力を押し上げるものではありません。今後の人口減少段階においては町税収入などの自主財源が増えることは想定し難く、歳出面での課題について対策を行わなければなりません。

【歳出各項目 前後期比較】

歳出性質別項目	H18～H24平均①	構成比	H25～R1平均②	構成比	比較②-①
人件費	19.8 億円	17.4%	17.9 億円	14.6%	▲ 1.9 億円
扶助費	11.2 億円	9.8%	15.1 億円	12.3%	3.9 億円
公債費	16.3 億円	14.3%	16.6 億円	13.6%	0.3 億円
物件費	16.5 億円	14.5%	18.9 億円	15.5%	2.4 億円
維持補修費	0.2 億円	0.2%	0.5 億円	0.4%	0.3 億円
補助費等	11.7 億円	10.3%	13.1 億円	10.7%	1.4 億円
繰出金	16.4 億円	14.4%	19.8 億円	16.2%	3.4 億円
積立金	2.8 億円	2.5%	1.4 億円	1.1%	▲ 1.4 億円
投資的経費	16.9 億円	14.9%	18.8 億円	15.4%	1.9 億円
その他	2.0 億円	1.8%	0.2 億円	0.2%	▲ 1.8 億円
歳出合計	113.8 億円		122.3 億円		8.5 億円

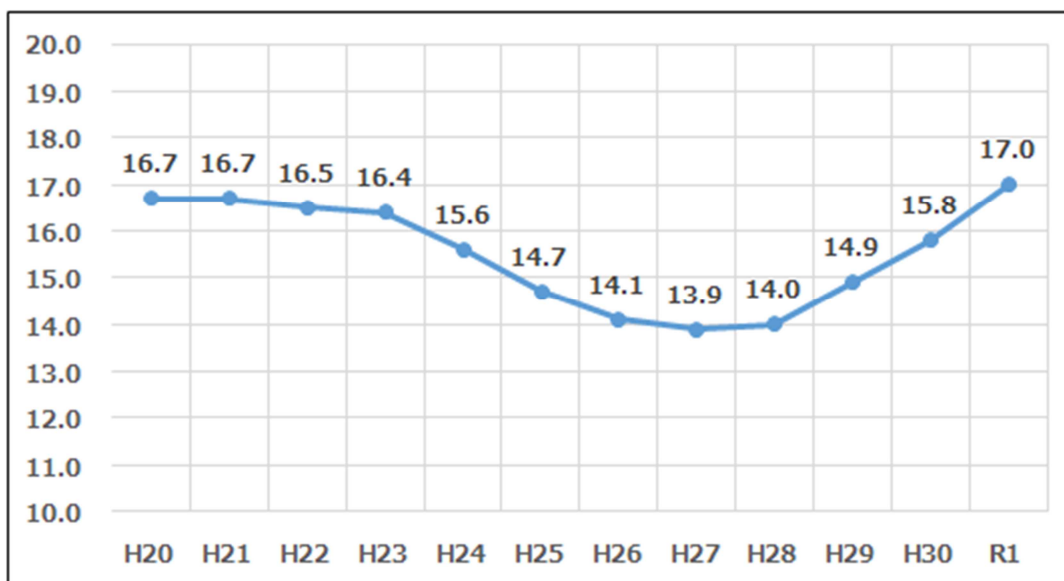
Ⅱ 現状の課題

一般会計の課題は、特に歳出面での以下の3点です。

- ①実質公債費比率の悪化
- ②特別会計への繰出金の負担増
- ③歳出規模の増大

全てが関連することですが、特に①と②は関連があります。一般会計の公債費元利償還金と特別会計の企業債償還金の一般会計負担分（準元利償還金：特別会計への繰出金のうち特別会計の企業債償還にあたると思われるもの）の負担の重さを表す実質公債費比率は以下のとおりの推移です。

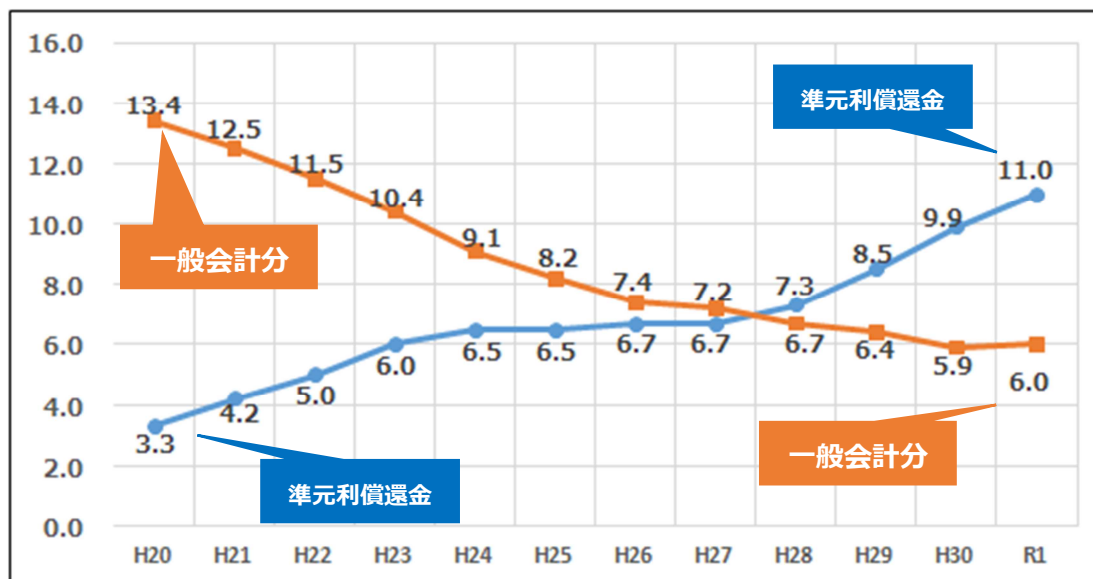
【実質公債費比率推移（算定は平成20年度から）】



公債費は義務的経費の中でも、義務的度合いが最も強く、その負担が重いと自治体の自由度に大きな制限がかかります。18%を超えると地方債発行が都道府県の「同意制度」から「許可制度」へと移行します。

実質公債費比率を一般会計の公債費の負担と、特別会計等への準元利償還金の負担とに分けてみると以下のとおり推移しています。

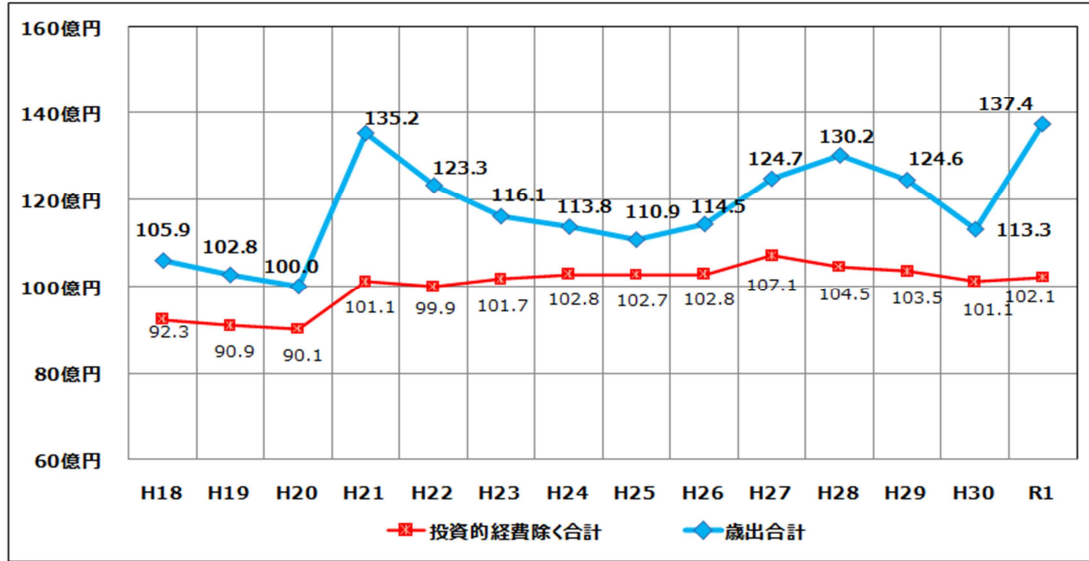
【実質公債費比率推移（一般会計分と特別会計への準元利償還金の比率を分けて推移）】



一般会計の地方債元利償還金自体は年度によって増減があるものの、大きく変化はしておらず、交付税算入率の高い地方債を活用しているため負担は減少傾向にあります（ただし、公債費自体は高い水準で推移しています）。一方で、特別会計の企業債元利償還金のうち一般会計負担相当分である準元利償還金（繰出金の額から理論値で算出）は、企業債償還金の増に対する一般会計からの繰出金の増により負担が重くなっています。その償還金に対しても交付税算入はあるものの、一般会計ほどではないため、比率を大きく悪化させる要因になっています。実質公債費比率は単に一般会計の公債費負担を表すだけでなく、特別会計の一般会計への依存度も表しています。

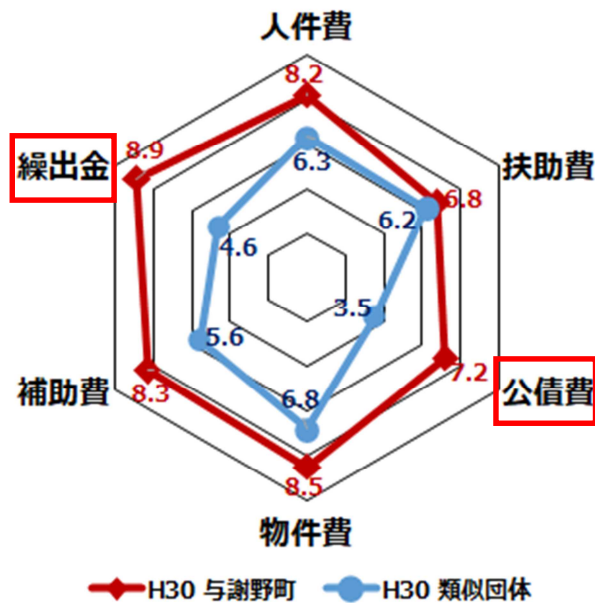
次に歳出規模の増大ですが、歳出決算規模を合計額と投資的経費を除いた額で見ると、合計額は各年度に実施する投資的事業（主に普通建設事業費）により上下動しながら推移しています。一方で、投資的経費を除いた、言わば通常の行政運営経費の推移を見ると、合併直後の90億円台前半から始まり、国の経済対策により平成21年度に大きく増えて、以降は100億円を超える高い水準のまま推移しています。平成30年度以降はやや減少に転じていますが、平成29年度、30年度で財政調整基金を3億円取り崩す等、単年度の歳出規模の増大に歳入が対応できない状況もあり、歳出規模を今後の人口規模・歳入規模に見合った水準に抑制していかなければなりません。

【歳出決算規模推移】



類似団体との比較として、人口 1 人あたりの決算状況（平成 30 年度）を比較した場合、投資的経費を除く各項目は以下の図のようになります。

【平成 30 年度決算における類似団体との人口 1 人あたりの決算額比較（単位：万円）】



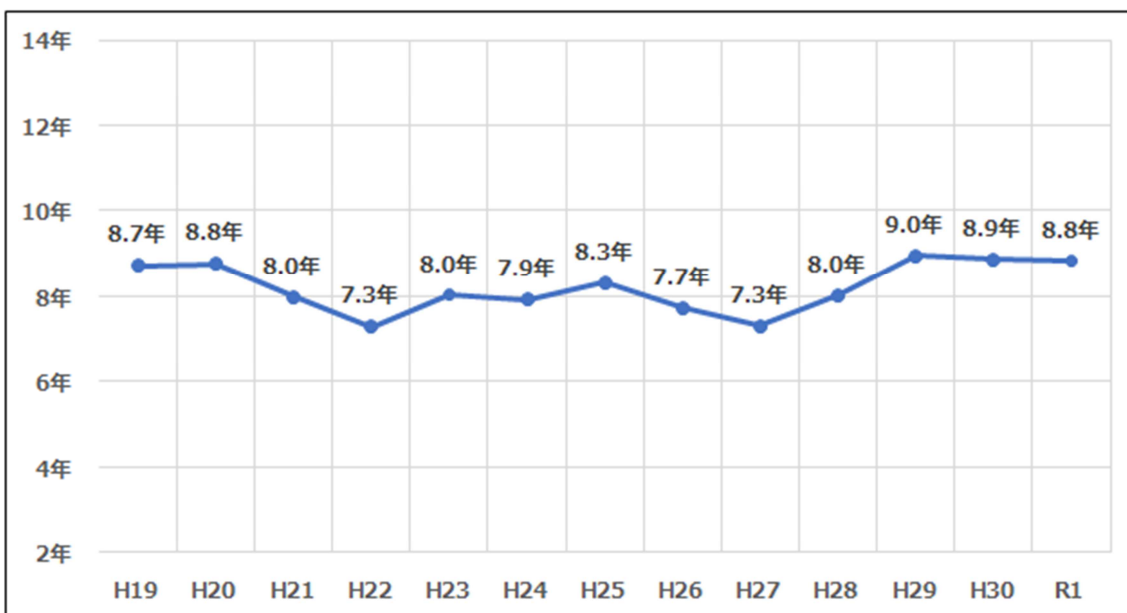
全体的に類似団体と比べてコスト高になっています。特に繰出金、公債費の類似団体との乖離は 2 倍程度になっています（人口 1 人あたりの繰出金の決算額は、類似団体中もっとも高い状態です。）。増大する公債費と繰出金への対策を講じなければなりません。

Ⅲ 持続可能性の確認

今後の与謝野町の持続可能性を確認するために、財政指標として「債務償還可能年数」と「実質公債費比率」を用います。

「債務償還可能年数」は、実質債務（一般会計の債務だけでなく、特別会計が抱える債務等も加味している）が償還財源の何年分あるかを示す指標で、与謝野町の現在抱える負担に対する償還能力を示しています。令和元年度に京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）における「与謝野町財政の持続可能性診断」においては10年を超えると償還能力がかなり低く危機的な状態にあるとされています。与謝野町の推移は以下のとおりで、10年を超えた年はありませんが、高い水準になっています。第3次行政改革大綱においては令和5年度までに7.5年以下に、それ以降は6.0年以下を目指すこととしていますが、そのためには、大きくなった歳出規模を抑制しなければなりません。

【債務償還可能年数推移】

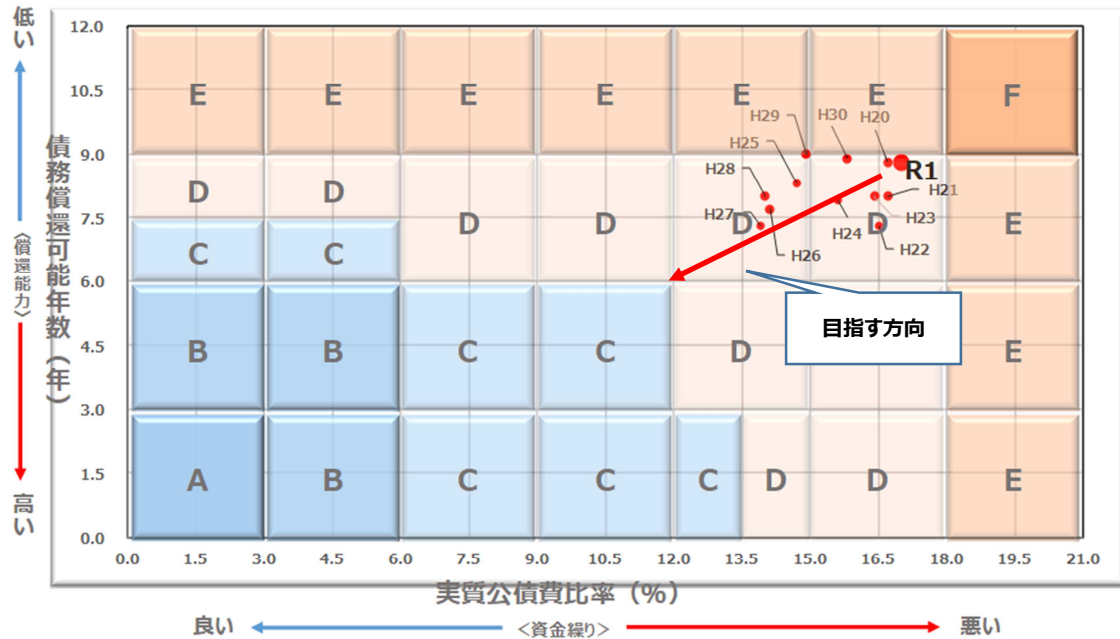


債務償還可能年数が与謝野町の将来負担に対する償還能力を測る一方で、実質公債費比率については単年度の資金繰りを測る指標として用います。単年度の公債費が増えれば債務償還可能年数は短縮（改善）しますが、その時の負担に耐えられるかを実質公債費比率で測る必要があります（令和元年度までの実質公債費比率の推移は4ページをご参照ください）。

これら2つの指標の関係性を独自の評価の枠組みで見ると以下のとおりです。令和元年度決算においてはD（A～FでAが最良）という評価ですが、今後は実質公債費比率の悪化でEという評価になる可能性があります。そうならないように、公債費・歳出規模の抑制を進めながら指標の改善を図りC評価を目指します。

【債務償還可能年数と実質公債費比率の関連表】

※与謝野町独自の評価の枠組み。一般的に使用されているものではありません。



IV 対策

持続可能性を担保し、財政指標の改善によりC評価に向かわせるために、課題に対して以下の対策を実行します。

①新たな予算編成手法の導入（枠配分予算と総合計画を重視した予算編成手法）

行政資源（ヒト、カネ、モノ）が縮小していく中で、それらを各分野・施策へ効果的に配分しなければなりません。特に財源においては、地方交付税への依存度が高く、普通交付税の額に大きな影響を受けます。普通交付税の今後の推移について正確に試算することは難しいですが、急激に減少するのではなく、人口減少等により徐々に減少すると予測します。

【令和3年度以降の普通交付税の推移見込み】

(単位：億円)	R3決見	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
普通交付税	49.7	49.3	48.8	48.3	47.8	46.8	46.4	45.9
臨時財政対策債	3.6	3.5	3.4	3.4	3.3	3.0	2.7	2.4
合計	53.3	52.8	52.2	51.7	51.1	49.8	49.1	48.3

※R3は決算見込み

普通交付税の減少に影響を受けて縮小する歳入規模に対し、より効果的に予算配分できるように、枠配分予算と総合計画を重視した予算編成手法を研究し導入します。そのためには事務事業評価を継続・強化する必要があり、総合計画の各分野・施策での目標・指標を明確に設定し、各事務事業と総合計画の関連

性をさらに強めることで各分野・施策での事務事業の優先順位付けを行い、限られた行政資源を選択・集中するよう予算に反映させます（新しい予算編成手法の導入は、令和3年度に手法導入のための研究・準備を行い、令和4年度で一部を試験的に導入し、令和5年度での導入を目指します。）。

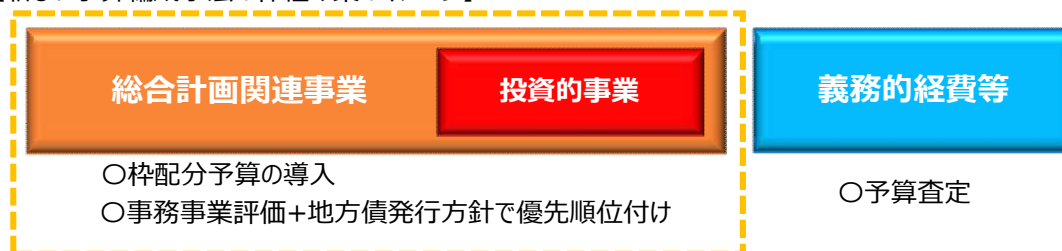
その中で、投資的事業（主に普通建設事業）については、事務事業評価に加えて、各年度の臨時財政対策債を含む地方債借入額を10億円規模に抑制（参考：平成18年度～令和元年度の年度平均発行額は約16億円）することを地方債発行方針とし、投資的事業の事業費規模の目安を決めます。そのためには投資的事業の必要性を精査し、投資規模が大きい施設整備の際は他の事業を抑制し、大規模事業のない年度にはその他の事業を集中的に実施する等、各年度のバランスを取りながら実行していきます。これにより、後年度の公債費負担を抑制します。

※地方債発行方針

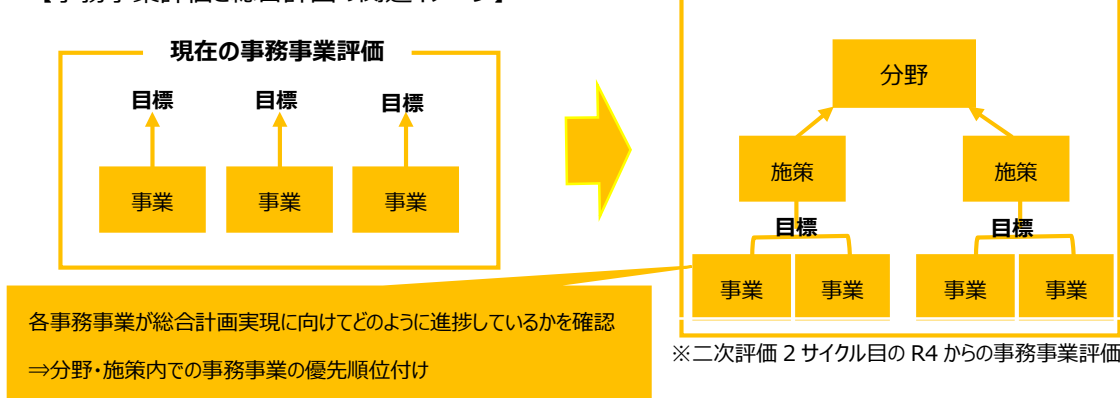
令和4年度～令和10年度の期間の各年度の臨時財政対策債を含む地方債借入額を10億円規模に抑制することを方針とします。ただし、大規模事業の実施で10億円を大きく超過する場合は2～3か年度で平均10億円規模を維持するなど平準化を図ります。また、災害復旧に係る地方債は対象外とします。

新たな予算編成手法を導入し、縮小する行政資源を効果的に配分することで予算規模の抑制を図りますが、「予算規模の抑制＝サービスの低下」となるのではなく、事務事業評価を通じて、各事務事業の質の維持や、より効果的な事業になるように見直しを行います。行政資源が縮小する中だからこそ各事務事業の改善に取り組み続け、必要な投資を確実に実行しながら持続性を確保することを目指します。

【新しい予算編成手法の枠組み案のイメージ】



【事務事業評価と総合計画の関連イメージ】

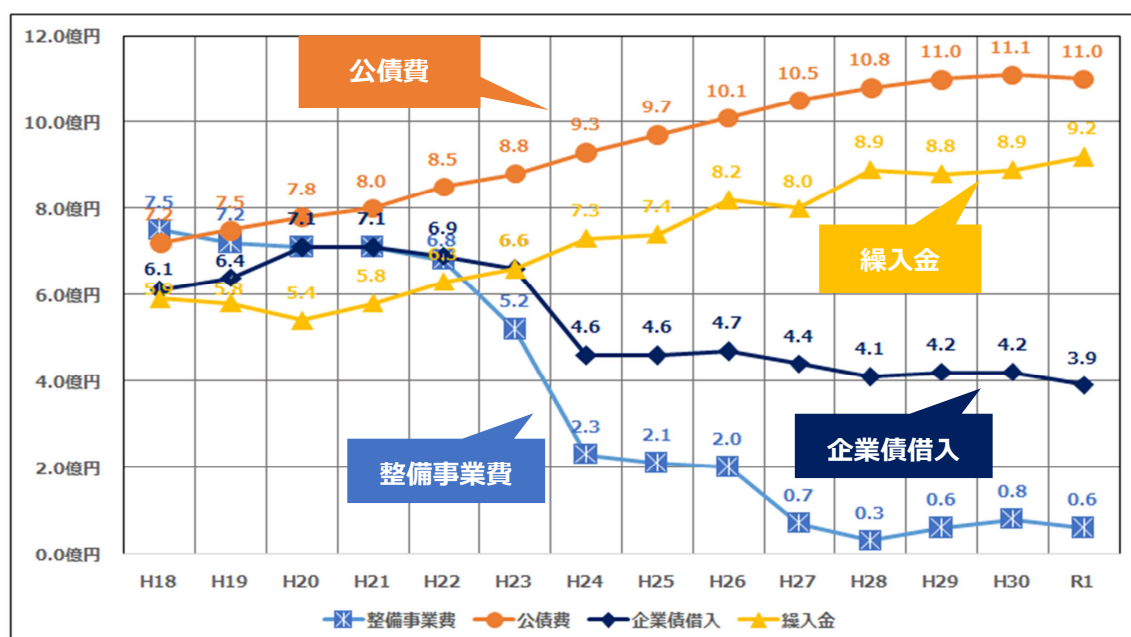


②特別会計への繰出金の抑制

特別会計の運営が厳しい状況にあり、本来は使用料等の収入で運営すべき事業に多額の税金が一般会計の繰出金（特別会計側から見れば「繰入金」）として投入されています。

特に令和元年度の下水道特別会計への繰出金は約 9.2 億円（平成 18 年度は約 5.9 億円）と大きくなっています。今後は企業債元利償還金が減少していきますが、公営企業会計への移行を見越し、加入率の向上、より効率的・効果的な運営を目指すことはもちろん、適正な料金水準とすることにより、一般会計の繰出金の抑制を目指します。また、中長期的には将来の下水道管更新に対して、よりコスト軽減を図ることができる手法を検討する等、計画的に取り組むよう努めます。

【参考：下水道特別会計の公債費、繰入金等の推移】



※企業債の繰上償還やそれに係る借換債の借入れは除いています。

③公共施設の今後の方針の実行

今後、人口減少に端を発する「ヒト、カネ、モノ」の減少段階においては、与謝野町が保有する公共施設を従来どおりの規模で維持していくことは困難です。「与謝野町公共施設等総合管理計画」においては、現在保有する公共施設をすべて維持・更新した場合、平成 28 年度（2016 年）～令和 27 年度（2045 年）の期間で 157.5 億円の財源不足に陥ると試算しており、計画に基づいて今後の公共施設のあり方を検討し、施設の廃止や統合、移譲等の方針を実行します。実行の段階においては、個別具体的な計画・方針をもって、利用者等への丁寧な説明と合意形成に努めます。

V 今後の歳入・歳出推移

一般会計の令和4年度から令和10年度の7年間の歳入・歳出各項目の決算ベースでの推移を以下のとおり示します。人口減少などにより縮小する歳入規模に対して、歳出各項目を見直しながら歳入規模に見合う歳出規模に抑制します。なお、災害対応のような特殊事情、前年度からの繰越は見込んでいません（令和3年度決見（決算見込み）には令和2年度からの繰越分を含んでいます）。

① 歳入推移

町税については、新型コロナウイルスの影響による減少やその後の回復により増減しますが、以降は人口減少の影響で減少を見込んでいます。令和6年度までは財政調整基金からの繰入が必要ですが、令和7年以降は特定目的基金のみの繰入とします。地方債は臨時財政対策債を合わせて年間10億円規模の発行額としています。地方交付税は引き続き歳入の大部分を占めることとなりますが、人口減少に伴い徐々に減少することを見込んでいます。これらによって歳入合計も計画期間内で7.4億円減少します。

(単位：億円)	R3決見	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
町税	18.1	18.3	18.4	18.1	18.2	18.0	17.8	17.7	▲ 0.6
譲与税/交付金等	5.9	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.5	▲ 0.3
国府支出金	19.1	15.8	15.8	15.5	15.8	15.7	15.5	15.5	▲ 0.3
地方債	13.7	9.5	9.4	9.4	9.9	9.9	9.6	9.9	0.4
地方交付税	54.7	54.3	53.8	53.3	52.8	51.8	51.4	50.9	▲ 3.4
繰入金	5.0	3.7	3.5	2.1	0.5	0.5	0.5	0.5	▲ 3.2
その他	6.4	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	0.0
合計	122.9	113.1	112.3	109.8	108.5	107.2	106.0	105.7	▲ 7.4

② 歳出推移

新たな予算編成手法等により各項目について各事務事業の見直し・規模抑制を進めます。投資的経費については実施事業を精査することで、公債費を期間内で大きく減少させます。繰出金は特別会計の企業債元利償還金に合わせて抑制します（料金改定は反映していません）。これらによって歳入に見合う歳出規模に抑制します。

(単位：億円)	R3決見	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
人件費	22.8	22.7	22.5	22.3	22.1	21.9	21.8	21.7	▲ 1.0
扶助費	14.2	14.2	14.1	14.1	14.1	14.1	14.0	14.0	▲ 0.2
公債費	16.9	16.8	16.4	16.1	14.1	13.9	14.0	13.8	▲ 3.0
物件費	13.3	12.7	12.5	12.1	11.9	11.6	11.4	11.2	▲ 1.5
維持補修費	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0
補助費等	19.4	17.5	17.3	17.1	17.0	16.9	16.8	16.8	▲ 0.7
繰出金	19.8	19.4	19.0	18.6	18.2	17.9	17.5	17.2	▲ 2.2
積立金	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
貸付金等	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0
投資的経費	15.5	9.1	9.8	8.8	10.4	10.2	9.8	10.3	1.2
合計	122.7	113.1	112.3	109.8	108.5	107.2	106.0	105.7	▲ 7.4
投資的経費除く	107.2	104.0	102.5	101.0	98.1	97.0	96.2	95.4	▲ 8.6

※臨時職員等賃金は、会計年度任用職員報酬として人件費に計上しています（令和元年度以前は物件

費に計上)。

※地方財政状況調査（決算統計）の分析に合わせた項目間の移動を行っています。

③ 形式収支と地方債残高、基金残高の推移

各年度の歳入歳出差し引きである形式収支は以下のとおり推移します。令和 7 年度以降は基金繰入を極力抑えて収支均衡を図ります。

また地方債残高は地方債発行方針により大きく減少し、将来負担の軽減を図ります。基金残高については令和 7 年度以降は減少に歯止めがかかるよう努め、特殊事情への備えとして確保できるようにします。

(単位：億円)	R3決見	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
形式収支	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方債残高	144.3	137.6	131.3	125.1	121.4	117.9	113.9	110.4	▲ 27.2
基金残高	39.2	35.5	32.0	29.9	29.4	28.9	28.4	27.9	▲ 7.6
うち財政調整基金	13.5	10.8	8.3	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	▲ 4.1

④ 財政計画の活用と更新

令和 4 年度以降の各年度の予算編成にあたって、財政計画に示した各年度の歳出規模を予算規模の目安として、歳入においては本財政計画を基本に、毎年の地方財政計画に留意しながら留保分を残し抑制した規模に。歳出においては財政計画よりも規模をやや大きくして、その差を基金充当することで編成することとし、決算において財政計画に見合う規模になるよう補正予算時には厳格に精査を行います。

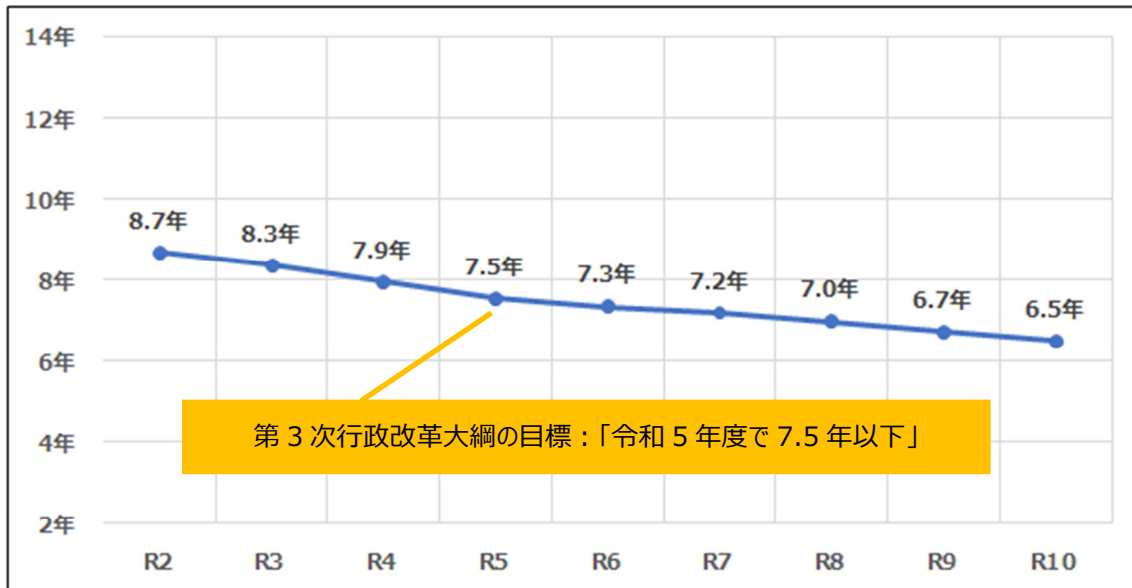
また、財政計画は社会情勢の変化や他の計画の更新などに合わせて毎年度更新します。災害対応などの特殊事情は計画に反映していませんので、実際の状況に合わせて見直します。

VI 今後の財政指標の推移（持続可能性の確認）

① 債務償還可能年数

財政計画において債務償還可能年数は以下のとおりの推移になると試算しています。地方債発行の抑制や事業見直しを実行することで計画期間の最終年で6.5年となる見込みです。なお、第3次行政改革大綱における目標「令和5年度で7.5年以下」となっています。

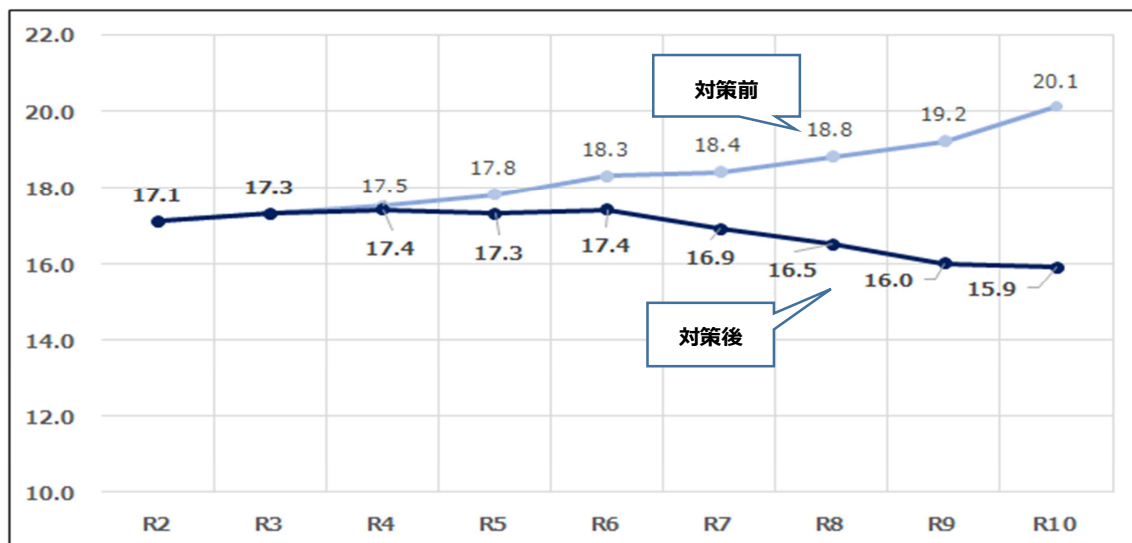
【今後の債務償還可能年数の推移】

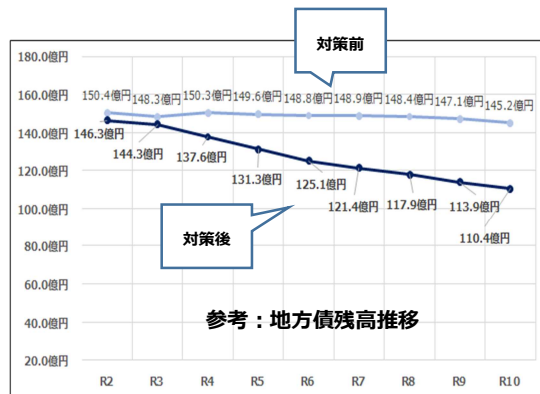
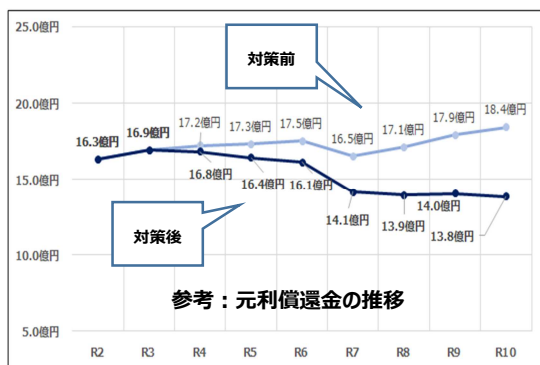


② 実質公債費比率

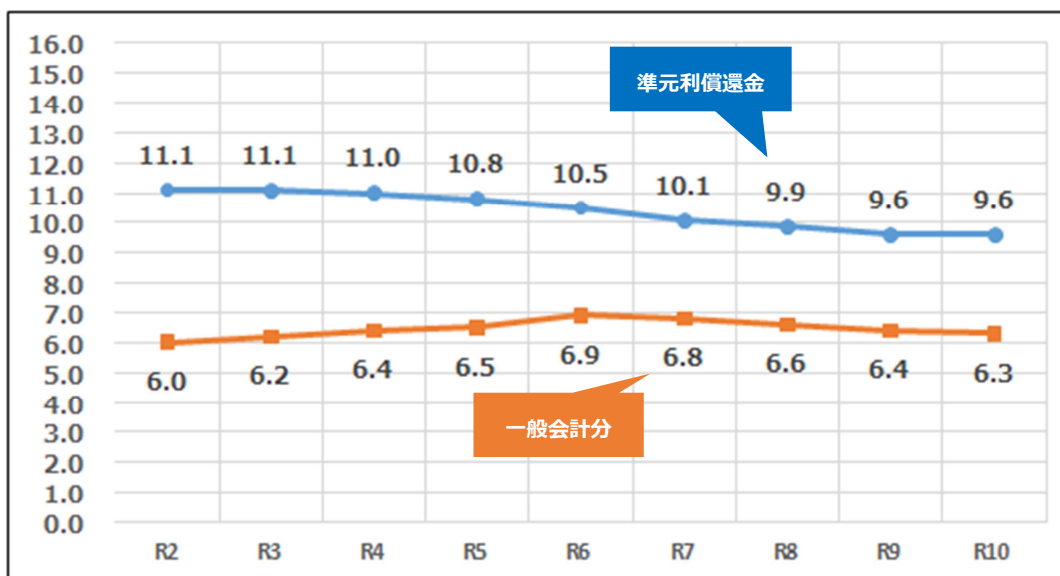
対策で示した地方債発行抑制を実施した場合の実質公債費比率の推移は以下のとおりと試算しています。令和6年度まで悪化しますが、その後、令和10年度には15.9%となる見込みです。

【今後の実質公債費比率推移（R1までの年平均地方債発行額16億円を継続した場合と比較）】





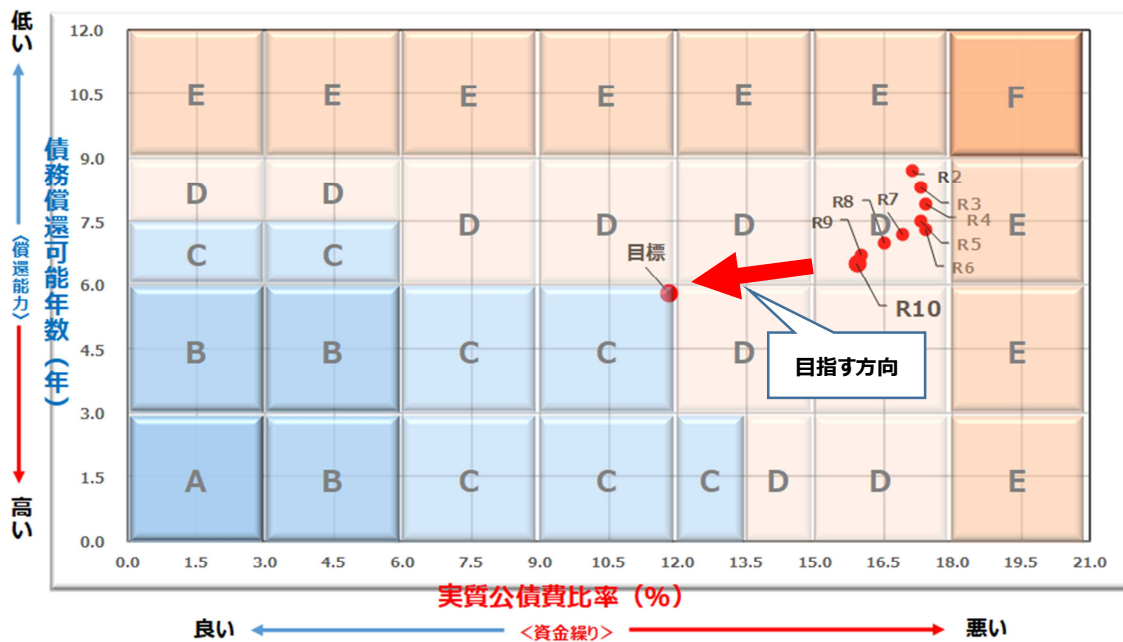
参考：実質公債費比率推移（一般会計分と特別会計への準元利償還金の比率を分けて推移）



地方債発行方針によって一般会計の元利償還金と地方債残高の負担は大きく軽減しますが、実質公債費比率については緩やかに改善することになります。分母を構成する普通交付税の減少に加えて、計画期間内においても準元利償還金が高い状態が続きます。地方債発行方針を実行しても計画期間以降（令和11年度以降）において、一般会計の公債費が増加に転じる可能性もあり、特別会計の企業債償還金が更に減少するまでは、一般会計の地方債発行方針を見直しながら比率の改善に努めます。

また、財政状況の評価については、徐々に改善に向かわせ、C 評価への方向を見出します。計画期間以降で債務償還可能年数 6.0 年以下、実質公債費比率 12%以下で C 評価となるようさらなる改善を目指します。

【今後の債務償還可能年数と実質公債費比率の関連表】



参考：歳入歳出等の各項目推移の考え方

<歳入>

① 地方税

新型コロナウイルスの影響とその後の回復により増減しますが、それ以後は人口減少により減少するように推移させています。

② 譲与税/交付金等

主に地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、軽油引取税・自動車取得税交付金、自動車税環境性能割、交通安全対策特別交付金です。令和 3 年度水準を維持しながら徐々に減少するように推移させています。

③ 国府支出金

予算規模に合わせて減少する推移としています。

④ 地方債

臨時財政対策債を含めた地方債発行を毎年度 10 億円規模とする方針としています。

⑤ 地方交付税

普通交付税は、令和 2 年度に合併特例措置期間が終了することから、令和 3 年度以降は大幅な減少要素はないという想定で、人口減少により減少するように推移させています

特別交付税は、5 億円の規模を維持して推移させています。

⑥ 繰入金

財政調整基金から令和 4 年度～令和 6 年度で合計 6.8 億円の繰入を見込んでいます。令和 7 年度以降は財政調整基金からの繰入金を行わず、特定目的基金から 5 千万円の繰入金を見込んでいます。

⑦ その他

分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、諸収入等は令和 3 年度水準（繰越分除く約 5.8 億円が基礎）を維持するように推移させています。

<歳出>

① 人件費

人口減少や財政規模の縮小を見越して減少させています。職員配置適正化計画は未策定なので、策定後は反映させます。

② 扶助費

大きくは減少しませんが、人口減少の影響で計画期間中は微減としています。

③ 公債費

地方債発行抑制により計画期間内に大きく減少するように推移させています。

④ 物件費

事業見直しにより減少するよう推移させています。

⑤ 維持補修費

最低限の維持補修費として 50,000 千円を基本として推移させています。

⑥ 補助費等

一部事務組合への負担金など、義務的な要素が大きくなっていますが、事業見直しにより減少するよう推移させています。

⑦ 繰出金

特別会計の企業債償還が減少していくので、減少で推移させています。なお、特別会計の料金改定は反映していません。

⑧ 積立金

決算剰余金があれば積み立てることとしています。

⑨ 貸付金等

令和 3 年度水準を維持して推移させています。

⑩ 投資的経費

地方債発行抑制の方針に合わせて抑制を図っています。

<持続可能性の確認>

➤ 債務償還可能年数

地方債残高を減少させ、令和 5 年度に 7.5 年以下を目指します。

➤ 実質公債費比率

下水道会計等の準元利償還金の水準が高く、加えて平成 26 年度～令和元年度まで投資した宮津与謝クリーンセンター建設負担金に係る地方債償還が大きくなっていることから令和 6 年度まで悪化しますが、令和 4 年度からの地方債発行額抑制、令和 6 年度に CATV 拡張事業の償還終了すること等によ

り、令和 10 年度には 15.9%に改善します。

計画期間以降で債務償還可能年数 6.0 年以下、実質公債費比率 12%以下で C 評価となるようさらなる改善を目指します。

<分析に用いた財政指標解説>

○債務償還可能年数

実質債務（一般会計の債務だけでなく、特別会計が抱える債務等も加味している）が償還財源の何年分あるかを示す指標

(債務償還可能年数 算定式)

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金}}{\text{経常一般財源等（歳入）} - \text{経常経費充当財源等（※）}}$$

※経常経費充当財源等からは当該年度の元金償還金、準元利償還金等を除く

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計の企業債償還金のうち、一般会計等が負担していると考えられる特別会計への繰出金）の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

(実質公債費比率 算定式)

実質公債費比率 (3年平均)	=	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -
		(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子